

「ご契約のしおり-約款」 変更のお知らせ

契約日が2021年1月2日以降となるご契約については、「ご契約のしおり-約款」に記載されている内容の一部を変更させていただきます。

誠に恐縮ですが、ご一読のうえ、「ご契約のしおり-約款」とともに保管いただきますようお願いいたします。

一生涯のパートナー


第一生命


 Dai-ichi Life Group

「ご契約のしおり」の記載をつぎのとおり変更します。

- 「I.ご契約に際して 4 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ」の表内「医療保障変更制度 しくみと特長」欄の記載について、つぎのとおり変更いたします。(波線部分が変更箇所になります。)

方法	図	しくみと特長	留意事項
医療保障変更制度		<ul style="list-style-type: none"> 現在の医療保険または入院関係特約の責任準備金など(変更価格)を、保険期間タイプが終身タイプの「<u>総合医療一時金保険(無解約返還金)(2021)</u>」を含む新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。 	<ul style="list-style-type: none"> 新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度の利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 変更する前の医療保険または入院関係特約は消滅します。現在のご契約の一部を見直した場合、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。

- 「VI.会社・制度のご案内 8 生命保険契約者保護機構」について、の記載をつぎのとおり変更いたします。(波線部分が変更箇所になります。)



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先>

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820
 受付時間 9:00 ~12:00、13:00 ~17:00
 (土・日・祝日・年末年始を除く)
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

「約款」の記載をつぎのとおり変更します。

■指定代理請求特約条項について、第24条をつぎのとおり変更いたします。

第24条（無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）または総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険、総合医療保険（無解約返還金）（2018）、生活習慣病入院保険（無解約返還金）（2018）、女性特定疾病入院保険（無解約返還金）（2018）、特定損傷保険（無解約返還金）（2018）、先進医療保険（無解約返還金）（2018）、女性特定治療保険（無解約返還金）（2018）、認知症保険（無解約返還金）（2019）、就業不能保険（無解約返還金）（2019）または総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

■保障見直し特約条項（2018）について、第3条、第6条および第11条をつぎのとおり変更いたします。

第3条（見直し価格）

- 見直し価格は、第2項に定める見直し価格（解約返還金あり）および第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）の合計額とします。
- 見直し価格（解約返還金あり）は、つぎの金額の合計額とします。
 - 見直し前契約のうち有解約返還金型の保険種類である主契約または特約の責任準備金
 - 見直し前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の解約返還金（主契約の保険料払込期間満了後である場合に限ります。）
 - 見直し時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱にもとづき計算した見直し前契約の契約者配当金
 - 見直し前契約において積み立てられた契約者配当金
 - 見直し前契約の保険料の払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合で、見直し時に保険料の残額に相当する金額があるときは、その金額。ただし、見直し前契約において未払込保険料があるときは、その払込があったものとして計算した金額とします。
 - 見直し前契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額
 - 見直し前契約において保険料の一部前払が行われている場合には、その残額
 - 見直し前契約に関し当会社に留保された金額
 - 見直し前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金あり）、変更価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格があるときは、その残額
- 見直し価格（解約返還金なし）は、つぎの金額の合計額とします。
 - 見直し前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の責任準備金（第2項第2号の金額を差し引いた金額とします。）
 - 見直し前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金なし）、変更価格（解約返還金なし）または承継価格（解約返還金なし）からの充当価格があるときは、その残額
- 見直し前契約に保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の自動貸付および契約者貸付の元利金ならびに未払込保険料の合計額を第2項に定める見直し価格（解約返還金あり）の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第3項に定める見直し価格（解約返還金なし）の金額から差し引きます。

第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）

- 被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に自殺したために、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われない場合には、つぎのとおり取り扱います。ただし、見直し前契約（見直し前契約の一部を見直す場合は見直し部分とし、以下「見直し前契約等」といいます。）の保険期間満了前に自殺した場合に限ります。
 - その自殺が見直し前契約等の自殺免責期間（被保険者が自殺した場合で、主約款に定める免責事由に該当し、死亡保険金または死亡給付金が支払われない期間をいいます。以下同じ。）経過後であるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金および死亡給付金の合計額（死亡により年金の支払が行われるものについては、年金の現価によって計算し、以下「死亡保険金等の合計額」といいます。）を限度として見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。
 - 見直し前契約等の自殺免責期間中に被保険者が自殺した場合でも、見直し前契約等を見直し後契約、転換後契約または変更後契約とする見直し前契約等、被転換契約または被変更契約（以下「見直し前契約等の見直し前契約等」といいます。）があるときは、見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額（見直し前契約等の見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額が見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額をこえるときは、見直し前契約等において支払われるべき死亡保険金等の合計額）を限度として見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金を支払います。ただし、見直し前契約等の見直し前契約等の保険期間

満了前に自殺した場合に限ります。

- (3) 見直し後契約がパッケージ内契約である場合で、第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われるときは、当会社の定める取扱にもとづき、見直し後契約における各パッケージ内契約の死亡保険金額または死亡給付金額と見直し後契約の死亡保険金額および死亡給付金額の合計額の割合に応じて支払います。
 - (4) 第1号または第2号の規定により、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われた場合には見直し後契約は消滅します。消滅に伴う諸支払金があるときは、死亡保険金または死亡給付金の受取人に支払います。
2. 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し前契約等の保険金、給付金または年金（特約の保険金、給付金または年金を含みます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当し、かつ、見直し後契約の保険金、給付金または年金（死亡保険金および死亡給付金を除きます。以下同じ。）が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限ります。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の金額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
3. 見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物または上皮内新生物等と医師により診断確定された場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し前契約等における見直し後契約の特定疾病保険金または特定疾病年金に対応する部分の金額（年金額については、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額）と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と医師により診断確定されたときは特定疾病保険金または特定疾病年金を支払わない旨の規定を適用しません。
 - (2) 見直し前契約等における見直し後契約の特定状態充実保障保険金（A）または特定疾病充実保障保険金に対応する部分の金額と同額までの部分については、主約款における見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて90日以内に上皮内新生物等と医師により診断確定されたときは特定状態充実保障保険金（A）または特定疾病充実保障保険金を支払わない旨の規定を適用しません。
 4. 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が、見直し後契約の解除を行う場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し後契約の保険金額、給付金額、年金額または給付金月額が、見直し前契約等における見直し後契約の保険金、給付金または年金に対応する部分を有する保険金額、給付金額、年金額または給付金月額（年金額については、見直し後契約および見直し前契約等の年金の種類が終身年金の場合を除き、見直し日において、見直し後契約の年金の現価が見直し前契約等の年金の現価と同額までの年金額とします。）をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。
 - (2) 見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金の合計額（見直し後契約が通増定期保険（2018）である場合には、死亡保険金が支払われるべき事由に該当している場合を除き、保険期間の満了日における保険金額とします。）が、見直し前契約等の死亡保険金または死亡給付金の合計額をこえる部分に限り、解除を行うことができるものとします。ただし、見直し後契約がつぎのいずれかの場合には、見直し後契約の死亡保険金または死亡給付金が支払われるべき事由に該当している場合に限ります。
 - (ア) 特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (イ) 特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (ウ) 特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）
 - (エ) 特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (オ) 特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）
 - (カ) 介護年金保険（無解約返還金）（2018）
 - (キ) 生活障害年金定期保険（2018）
 5. 第2項から第4項までにおける対応する部分とは、見直し後契約の保険金、給付金または年金とそれぞれ名称を同じくする見直し前契約等の保険金、給付金または年金をいい、つぎの保険金、給付金および年金を含むものとします（以下同じ）。
 - (1) 見直し後契約の保険金が特定疾病充実保障保険金の場合には、見直し前契約等の特定状態充実保障保険金（A）、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の保険金が特定状態充実保障保険金（A）の場合には、見直し前契約等の特定疾病充実保障保険金、特約特定状態充実保障保険金および特約指定疾病保険金
 - (3) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の特約障害保険金および疾病障害給付金
 - (4) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護給付金
 - (5) 見直し後契約の給付金が特定自然災害死亡給付金の場合には、見直し前契約等の災害死亡保険金、災害死亡給付金、災害割増保険金および災害保険金
 - (6) 見直し後契約の年金が身体障害年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - (7) 見直し後契約の年金が介護年金の場合には、見直し前契約等の生活障害年金（介護）
 - (8) 見直し後契約の年金が生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害年金および特約障害年金
 - (9) 見直し後契約の年金が生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護年金および特約介護年金
 6. 第2項から第4項までの規定の適用の際、第5項に加え、つぎの見直し前契約等の年金についても見直し後契約の保険金に対応する部分とします。この場合、見直し日におけるその年金の現価（見直し後契約に特定状態収入保障保険（無解約返還金）（2018）または介護年金保険（無解約返還金）（2018）があるときは、第2項から第4項までの規定を適用

した上で、その適用した金額を差し引いた額) について、見直し前契約等における見直し後契約の保険金に対応する部分の金額として取り扱います。

- (1) 見直し後契約の保険金が特定疾病保険金の場合には、見直し前契約等の特定疾病年金および特約特定疾病年金
 - (2) 見直し後契約の保険金が身体障害保険金の場合には、見直し前契約等の身体障害年金、生活障害年金（障害）および特約障害年金
 - (3) 見直し後契約の保険金が介護保険金の場合には、見直し前契約等の介護年金、生活障害年金（介護）および特約介護年金
7. 第2項から第4項までの規定の適用の際、第5項に加え、つぎの見直し前契約等の保険金および給付金についても見直し後契約の年金に対応する部分とします。この場合、その金額（見直し後契約に特定状態定期保険（無解約返還金）（2018）、特定状態充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）、特定疾病定期保険（無解約返還金）（2018）または特定疾病充実保障定期保険（無解約返還金）（2018）があるときは、第2項から第4項までの規定を適用した上で、その適用した金額を差し引いた額）について、見直し前契約等における見直し後契約の年金に対応する部分の年金の現価として取り扱います。
- (1) 見直し後契約の年金が特定疾病年金の場合には、見直し前契約等の特定疾病保険金および特約特定疾病保険金
 - (2) 見直し後契約の年金が身体障害年金または生活障害年金（障害）の場合には、見直し前契約等の身体障害保険金、特約障害保険金および疾病障害給付金
 - (3) 見直し後契約の年金が介護年金または生活障害年金（介護）の場合には、見直し前契約等の介護保険金、特約介護保険金および介護給付金
8. 見直し後契約において、第2項から第4項までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、主契約の各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。
9. 第1項から第8項までの規定にかかわらず、見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、本条に定める取扱は行いません。

第11条（見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合の特則）

1. 見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合には、見直し後契約の給付金のうち特定自然災害死亡給付金を除き、第6条（見直し後契約の保険給付に関する特別取扱）の規定を適用せず、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の総合入院給付金、手術給付金または放射線治療給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限り。）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる基準給付金額が、つぎの対象となる額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。
 - (ア) 見直し前契約等が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合
見直し前契約等における入院の日数が1日以上となる入院中に受けた手術に対する手術給付金、放射線治療給付金および骨髄ドナー給付金（以下「手術給付金等」といいます。）の基準給付金額に対する割合と、見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合に応じて、つぎのとおりとします。

見直し前契約等の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	10%	見直し前契約等の基準給付金額
	50%	見直し前契約等の基準給付金額に、25/30を乗じた額
50%	50%	見直し前契約等の基準給付金額
	10%	見直し前契約等の基準給付金額に、30/25を乗じた額

(イ) 見直し前契約等が(ア)以外の場合

見直し後契約における手術給付金等の基準給付金額に対する割合に応じて、つぎのとおりとします。ただし、対象となる額の計算に用いる入院給付金日額は、見直し前契約等のうち同種の給付内容を有するものとして当社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に限りします。

見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	見直し前契約等の入院給付金日額に30を乗じた額
50%	見直し前契約等の入院給付金日額に25を乗じた額

(ウ) 見直し前契約等に(ア)および(イ)が含まれる場合

それぞれにおける対象となる額を合計した額

- (2) 見直し後契約の保険契約の型が「B型」または「C型」の場合、第1号に加え、見直し前契約等の責任開始期以後で、かつ、見直し後契約の責任開始期前の原因により、見直し後契約の生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入

院給付金が支払われるべき事由に該当した場合（該当が見直し前契約等におけるそれらに対応する部分の保険期間満了前である場合に限り、）でも、その原因は、見直し後契約の責任開始期以後に生じたものとみなして取り扱います。ただし、見直し後契約のそれぞれの給付金に対応する、つぎの額をこえる部分については、見直し後契約の責任開始期前に原因が生じていたものとして取り扱います。

(ア) 見直し前契約等が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合

- (a) 見直し前契約等の生活習慣病入院給付金の額
- (b) 見直し前契約等の女性特定疾病入院給付金の額

(イ) 見直し前契約等が(ア)以外の場合

- (a) 見直し後契約の生活習慣病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額
- (b) 見直し後契約の女性特定疾病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額

(ウ) 見直し前契約等に(ア)および(イ)が含まれる場合
それぞれにおける対象となる額を合計した額

(3) 見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が、見直し後契約の解除を行う場合には、見直し後契約のそれぞれの給付金の支払額の計算に用いる基準給付金額が、つぎの対象となる額をこえる部分に限り、解除を行うことができます。

(ア) 見直し前契約等が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合

見直し前契約等の手術給付金等の基準給付金額に対する割合と、見直し後契約における手術給付金等の基準給付金額に対する割合に応じて、つぎのとおりとします。

見直し前契約等の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	10%	見直し前契約等の基準給付金額
	50%	見直し前契約等の基準給付金額に、25/30を乗じた額
50%	50%	見直し前契約等の基準給付金額
	10%	見直し前契約等の基準給付金額に、30/25を乗じた額

(イ) 見直し前契約等が(ア)以外の場合

見直し後契約における手術給付金等の基準給付金額に対する割合に応じて、つぎのとおりとします。ただし、対象となる額の計算に用いる入院給付金日額は、見直し前契約等のうち同種の給付内容を有するものとして当社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に限り、

見直し後契約の手術給付金等の基準給付金額に対する割合	対象となる額
10%	見直し前契約等の入院給付金日額に30を乗じた額
50%	見直し前契約等の入院給付金日額に25を乗じた額

(ウ) 見直し前契約等に(ア)および(イ)が含まれる場合
それぞれにおける対象となる額を合計した額

(4) 見直し後契約の保険契約の型が「B型」または「C型」の場合、第3号に加え、見直し時における保険契約者または被保険者の告知義務違反により、当社が、見直し後契約の生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金の解除を行う場合には、見直し後契約のそれぞれの給付金に対応する、つぎの額をこえる部分に限り、解除を行うことができます。

(ア) 見直し前契約等が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合

- (a) 見直し前契約等の生活習慣病入院給付金の額
- (b) 見直し前契約等の女性特定疾病入院給付金の額

(イ) 見直し前契約等が(ア)以外の場合

- (a) 見直し後契約の生活習慣病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額
- (b) 見直し後契約の女性特定疾病入院給付金について、見直し前契約等のうち、同種の給付内容を有するものとして当社が定める保険契約における給付金の入院給付金日額に15を乗じた額

(ウ) 見直し前契約等に(ア)および(イ)が含まれる場合
それぞれにおける対象となる額を合計した額

(5) 見直し後契約において、第1号から第4号までの規定により取り扱われる部分とそれ以外の部分については、各部分ごとに主約款の規定を適用するものとします。

(6) 第4号の規定により、見直し後契約の一部が解除される場合は、解除されない部分の金額をこえない範囲となるよう、生活習慣病入院給付金または女性特定疾病入院給付金の支払額における、基準給付金額に対する当社所定の割

合（以下本号において「当会社所定の割合」といい、解除されない部分の金額をこえない範囲となる当会社所定の割合が複数ある場合は、最大の割合とします。）が変更されます。この場合、解除されない部分の金額と、変更後の当会社所定の割合を乗じて得た金額との差額がある場合は、その差額に対応する部分の金額は消滅したものとします。また、解除されない部分の金額をこえない範囲で、当会社所定の割合を変更することができないときは、保険契約の型を「A型」に変更します。消滅に伴う諸支払金があるときは、保険契約者に支払います。

2. 見直し後契約が総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）の場合で、見直し前契約等に総合医療保険（無解約返還金）（2018）、総合医療一時金保険（無解約返還金）（2021）、無配当終身医療保険、無配当定期医療保険または新総合医療特約D（H22）（以下本条において「総合医療保険（無解約返還金）（2018）等」といいます。）が含まれるときは、骨髄ドナー給付金の支払について、被保険者が見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年以内に骨髄幹細胞または末梢血幹細胞の採取術を受けた場合でも、その採取術を受けた日が見直し前契約等に含まれる総合医療保険（無解約返還金）（2018）等の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後であるときは、見直し前契約等に含まれる総合医療保険（無解約返還金）（2018）等において支払われるべき金額を限度として、見直し後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けたものとみなして取り扱います。
3. 見直し後契約においてすでに復活が行われている場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

■家族内保障承継特約条項（2018）について、第5条をつぎのとおり変更いたします。

第5条（承継価格）

1. 承継価格は、第2項に定める承継価格（解約返還金あり）および第3項に定める承継価格（解約返還金なし）の合計額とします。
2. 承継価格（解約返還金あり）は、つぎの金額の合計額とします。
 - (1) 承継前契約のうち有解約返還金型の保険種類である主契約または特約の責任準備金
 - (2) 承継前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の解約返還金（主契約の保険料払込期間満了後である場合に限ります。）
 - (3) 承継時までの経過期間に応じて当会社の定める取扱にもとづき計算した承継前契約の契約者配当金
 - (4) 承継前契約において積み立てられた契約者配当金
 - (5) 承継前契約の保険料の払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合で、承継時に保険料の残額に相当する金額があるときは、その金額。ただし、承継前契約において未払込保険料があるときは、その払込があったものとして計算した金額とします。
 - (6) 承継前契約において保険料の前納または一括払が行われている場合には、その残額
 - (7) 承継前契約において保険料の一部前払が行われている場合には、その残額
 - (8) 承継前契約に関し当会社に留保された金額
 - (9) 承継前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金あり）、変更価格（解約返還金あり）または承継価格（解約返還金あり）からの充当価格があるときは、その残額
3. 承継価格（解約返還金なし）は、つぎの金額の合計額とします。
 - (1) 承継前契約のうち無解約返還金型の保険種類である主契約の責任準備金（主契約の保険料払込期間満了後である場合は、解約返還金を差し引いた金額とします。）
 - (2) 承継前契約が保障見直し特約（2018）、医療保障変更特約（2018）、医療保障変更特約（2021）または家族内保障承継特約（2018）が付加された保険契約であり、見直し価格（解約返還金なし）、変更価格（解約返還金なし）または承継価格（解約返還金なし）からの充当価格があるときは、その残額
4. 承継前契約に保険料の自動貸付もしくは契約者貸付または未払込保険料があるときは、当会社の定める取扱にもとづき、保険料の自動貸付および契約者貸付の元金ならびに未払込保険料の合計額を第2項に定める承継価格（解約返還金あり）の金額から差し引き、差し引けない金額があれば、それを第3項に定める承継価格（解約返還金なし）の金額から差し引きます。

2021年1月版

契企[登] 16534-01